

修士論文概要

イスラーム圏アフリカおよびアラブ諸国における初等教育体罰に関する一考察 ～JICA 海外協力隊が直面した事例を中心に～

研究の目的と方法

本論文は、スーダンをはじめとするイスラーム圏アフリカおよびアラブ諸国の学校教育現場で行われている学校体罰における実態の一端を整理し、その要因を考察することを目的としている。各国の先行研究や外国人支援者としての JICA 海外協力隊員（以下、JOCV）が直面した現場の事例をもとに、体罰が行われる要因を抽出する。これらにより、「体罰」の実態を現地の文脈からより深く読み解いていくための鍵は何であるのかを検討した。

筆者は 2012 年から 2015 年の 3 年間、チュニジアにおいて日本政府派遣の JICA 海外協力隊員（以下、JOCV）として活動しており、その頃から家庭や学校現場など身近な範囲で行われている体罰を直接目にし、疑問に感じていた。2017 年 8 月よりスーダン事務所において JICA 企画調査員（ボランティア）として「障害児・者支援」の分野を担当し、特別支援学校における体罰の実態を担当の JOCV から悩みとして聞くにつれ、学校教育現場における児童への体罰は、1 か国にとどまらず根深い問題であると理解した。筆者が当時活動中だった JOCV から聞く限りでは、スーダンの特別支援学校は私立と公立のどちらにおいても、学校体罰は日常的に行われている。また、2019 年 9 月から 1 年間勤務したエジプトでも、カイロの学校教育にかかわる JOCV から学校体罰が行われている現状を聞いた。教師がアサーヤ（木の棒）やホースのようなゴムチューブをむち代わりにして生徒を叩くといったものである。さらに、2013 年 7 月から 2015 年 10 月までヨルダンの小学校で活動していた JOCV（環境教育）によれば、ヨルダンにおいても、公立、UNRWA（国際連合パレスチナ難民救済事業機関）問わず、学校体罰は広く行われているということであった。

このような問題を背景に、本論文では、各国の先行研究における学校体罰をめぐる議論や歴史的な側面を整理し、イギリス統治下に置かれていたイスラーム圏アフリカおよびアラブ諸国であるスーダン、エジプト、ヨルダンにおける学校教育現場における学校体罰に着目した。

本論文の文献調査では、まず同三か国の旧宗主国であるイギリスの体罰をめぐる考え方が、学校教育制度と共に持ち込まれたものではないかと仮定し、欧米で学校体罰が容認されてきた歴史的経緯を特徴づけた。次に、第 4 章の事例でとりあげる JOCV のバックグラウンドである日本の体罰の歴史的背景や、近世の子ども観についての議論を整理し、日本の学校における体罰がどのように語られてきたのかも併せて参照した。さらに、学齢期の子どもが本来有する権利とはどのようなものであるかを先行研究から整理した。

事例調査では、調査対象諸国の学校現場で活動していた JOCV に、現地で彼らが見聞きした体罰の実態と、現地で体罰を目にした JOCV が、その状況に触れてどのように感じたのかについて、アンケート調査を行い、彼らの「肩越し」に現地の実態の一端を明らかにすることを試みた。アンケート調査では基本情報や JOCV の目を通した現場における体罰の実態についてだけでなく、最後に JOCV のとまどいや悩みを引き出す質問項目を設定した。

論文の構成

第1章 序論

- 第1節 研究背景と問題の所在
- 第2節 研究目的
- 第3節 研究方法
- 第4節 論文の構成

第2章 学校体罰をめぐる課題と取り組み

- 第1節 国際課題としての子どもの権利と体罰
- 第2節 イスラームの体罰
- 第3節 イスラーム圏アフリカおよびアラブ諸国における学校体罰
- 第4節 障害を持つ子どもと学校体罰
- 第5節 体罰による影響
- 第6節 体罰の代替案に関する研究
- 第7節 小括

第3章 学校教育における体罰の歴史的考察

- 第1節 ヨーロッパ文明史にみる体罰
- 第2節 ヨーロッパにおける体罰が容認されてきた伝統
- 第3節 植民地支配による学校体罰の影響
- 第4節 日本における学校体罰
- 第5節 小括

第4章 事例研究：JICA 海外協力隊による派遣先の実態調査

- 第1節 調査概要
- 第2節 スーダン・エジプト・ヨルダンの学校教育現場における体罰の実態
- 第3節 現地で体罰が行われる要因と、考えられる背
- 第4節 現地の体罰に対して起こした行動
- 第5節 現地の体罰に対する思い
- 第6節 体罰の影響と体罰以外の方法について
- 第7節 小括

第5章 全体考察

- 第1節 異文化間のギャップによる葛藤
- 第2節 「問題」解決へ向けて

第6章 結論

論文の概要

本論文は、調査対象諸国であるスーダン、エジプト、ヨルダンの学校教育現場で行われている学校体罰における実態の一端を整理し、その要因を考察するためにこれら調査対象諸国の学校教育現場における体罰について先行研究から概観し、学校現場で活動していた JOCV の「肩越し」に現地の実態の一端を明らかにすることを試みた。そして、その調査結果をもとに調査対象諸国における学校体罰について、現地で活動していた JOCV の異文化間におけるギャップによる葛藤に焦点を当てるとともに、議論を踏まえたうえで、「どうすれば良いのか」を考察した。

本論文は6章で構成されている。第1章では、研究の背景と問題の所在、目的、方法、論文構成について明示した。

第2章では、イスラームにおける体罰を整理し、イスラームでは子どもの体罰について、古くから容認してきたことが先行研究やシャーリアの記述、クルアーン、ハディースからわかった。調査対象諸国において、体罰は文化的に受け入れられており、懲罰的な教師が存在することや、過密な教室において教師は秩序を維持するために体罰に依存する可能性が高くなること、教師の知識不足が体罰の要因に結びつくことが国際機関による調査報告から示された。また、障害をもつ子どもが身体的な暴力や性的、情緒的または言葉による虐待に対してとくに脆弱であることも確認され、体罰は子どもに身体的にも精神的にも影響を及ぼすことが複数の研究から確認された。さらに、学級運営の技術の1つとしての体罰の代替案に関する議論を整理した結果、これまでに複数の代替案が提唱されており、その効果も認められていることがわかった。

第3章では、ヨーロッパが古来より体罰が行われてきた歴史を持ち、教育とともにむち打ちが行われてきた、と特徴づけられている。体罰がキリスト教の聖書によって是認されていたことや、中世キリスト教の原罪思想により、子どもはもともと悪と考えられていたことが体罰を支える重要な背景をなしていたことが示された。古代ギリシャの鍛錬主義的教育観に支えられた体罰がその後の近代イギリス大衆学校に受け継がれ、さらにはこのような体罰肯定の捉え方が旧植民地にも受け継がれたという複数の議論を踏まえると、イギリス統治下に置かれていた調査対象諸国においても旧宗主国の学校体罰が影響していると考えられた。他方で、近世の日本には歴史的にヨーロッパに見られるような体罰は存在しなかったが、明治に入って近代学校制度の導入とともに体罰が持ち込まれ、かなり早い時期に法的に禁止されたものの、法令を無視した体罰が行われていることが確認できた。

第4章では、調査対象諸国における学校体罰の実態について、現地に派遣されていた JOCV を介して情報収集を行った。回答からは、体罰が日常的に正当化されていることや、子どもたちも体罰を日常的に受け入れていること、体罰を行わないと学級運営ができない状況であるということが示された。JOCV から得られた回答を分析すると、そこには多くの JOCV が異文化間のギャップに直面し葛藤していることが浮き彫りになった。また、複数の回答から体罰が「心身に影響を及ぼす」、「暴力の連鎖につながる」、「精神的に影響を及ぼす」ということが指摘されており、体罰以外の方法を取り入れることが求められていることがわかった。

第5章では、第4章で得られた回答から、体罰が日常的に正当化されている現地の実態と、日本の体罰観を背景とする JOCV が現地で感じた異文化間のギャップについて考察した。文献研究で特徴づけたとおり、JOCV が活動していたイスラーム諸国では、子どもの体罰を古くから容認してきた歴史をもつが、それに対して日本では、歴史的にヨーロッパに見られるような体罰は存在せず、明治に入って近代学校制度の導入とともに体罰が持ち込まれた。このような歴史的背景の違いを踏まえると、JOCV が活動していた国々と日本とは、体罰の意味自体が異なる。イスラームでは一人一人がシャーリア（イスラーム法）に従って生活しており、シャーリアやクルアーン、またハディースによって体罰が肯定されている。このように、現地における体罰が社会的な背景や信仰的な教えのもとで正当性を

もって行われる背景に対して理解を深めることは、日本から派遣される JOCV にとって現地を違った角度から見手がかりになるのではないかと考えられる。その上で、現地の文脈から、実現可能な方法で体罰をなくす取り組みを検討していくことが必要である。過密な教室において教師は、秩序を維持するために体罰に依存する可能性が高くなることや、教師の知識不足が体罰の要因に結びつくことが明らかになった。これらを踏まえた課題解決の方向性としては、教育者に対する代替的な対処法についての教育の必要性及び、既述の「過密な教室」を解消するためのクラスごとの生徒数の見直しや設備面での整備が必要であると考えられる。

第 6 章では、結論を示した。体罰における現地と日本の文脈の差異が、日常的な意識の差や活動の難しさにもつながってきていることが明らかになった。また、JOCV が直面した学校現場の体罰が、単純に「悪いもの」という日本の文脈に即した意味づけではなく、むしろ必要かつ教育的な行動として日常的に正当化されている実態が理解できた。体罰をなくす取り組みとして、体罰に代わる共感トレーニングやコミュニケーションスキルの使用といった「代替的な」取り組みを、それぞれの学校の状況に合わせて検討していくことを含めて教師の教育を行うことや、教育環境の整備をすることは、現実的な状況改善につながると考える。

残された課題としては、本論文の聞き取り調査が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、当初の予定通り現地で行うことが叶わなかったことによる調査不足が挙げられる。本来、調査対象者として想定していた、現地における学校教師及び児童、あるいは児童の保護者など当事者の声が得られなかったため、調査アプローチの大きな変更を強いられ、結果的に支援する側の声しか拾うことができなかった。このため、本課題の全体像を描けず、一面を描写したに過ぎない。この点は今後の課題とする。

しかしながら、本論文では冒頭で述べた通り、現地で試行錯誤する JOCV の声をきっかけとして、学校体罰の背景を、現地の歴史と、よそ者支援者である JOCV 側が依拠する日本の体罰の歴史を紐解くことで理解を深め、両者の間によこたわる差異を明らかにしてきた。第 5 章で示したいくつかの考察が、今後、関係者の実践に資することを期待する。